

3 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の見直しについて

医療保険における高額療養費の算定基準の見直しに伴い、70歳未満の方がいる世帯の高額医療合算介護（介護予防）サービス費の自己負担限度額が次のとおり見直されました。[2015年（平成27年）1月1日施行]

所得区分	改正前	所得区分	経過措置 2014年8月 ～2015年7月	改正後 2015年8月～
上位所得者 健保：53万円以上 （標準報酬月額等） 国保：600万円超 （基礎控除後の 総所得金額等）	126万円	健保：83万円以上 （標準報酬月額等） 国保：901万円超 （基礎控除後の総所得金額等）	176万円	212万円
一般所得者 （上位所得者・低所得者以外）	67万円	健保：53万円以上 83万円未満 （標準報酬月額等） 国保：600万円超 901万円以下 （基礎控除後の総所得金額等）	135万円	141万円
		健保：28万円以上 53万円未満 （標準報酬月額等） 国保：210万円超 600万円以下 （基礎控除後の総所得金額等）	67万円	67万円
		健保：28万円未満 （標準報酬月額等） 国保：210万円以下 （基礎控除後の総所得金額等）	63万円	60万円
低所得者 （住民税非課税）	34万円	低所得者 （住民税非課税）	34万円	34万円